

令和2年第4回（12月）

川口市議会定例会

報告事項

令和2年第4回（12月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第 23号	専決処分の報告について（公用自動車によるブロック塀損傷事故）……………	1
報告第 24号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	2
報告第 25号	専決処分の報告について（公用自動車による駐車場柱損傷事故）……………	3
報告第 26号	専決処分の報告について（公用自動車による排水ます用蓋損傷事故）……………	4

報告第 23号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車によるブロック塀損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年5月29日
- 3 事故発生場所 川口市大字源左衛門新田79番3
- 4 損害賠償の相手方 川口市所在
A町会
- 5 損害賠償の額 165,000円

令和2年9月29日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 24号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年6月26日
- 3 事故発生場所 川口市前川1丁目1番51号 かわぐち心臓呼吸器病院
駐車場内
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
女 性 37歳
- 5 損害賠償の額 88,880円

令和2年9月29日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 25号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による駐車場柱損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年7月17日
- 3 事故発生場所 川口市南鳩ヶ谷6丁目3番2号地内
- 4 損害賠償の相手方 川口市所住
株式会社B
- 5 損害賠償の額 23,100円

令和2年9月29日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 26号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による排水ます用蓋損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年7月28日
- 3 事故発生場所 川口市大字木曾呂442番地の1
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 50歳
- 5 損害賠償の額 12,100円

令和2年9月29日

川口市長 奥ノ木 信夫